

上野原市告示 32号

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

上野原市長 村上 信行

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年上野原市告示第2号。以下「実施要綱」という。）に規定する訪問型サービスDを行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 地域住民を主体に構成された任意団体（介護予防を目的とした公共的活動の実績を有するものに限る。）又は特定非営利活動

促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。

(2) 市内に活動の拠点を有すること。

(3) 代表者を定めるほか、必要な従事者を配置して行われるものであること。

(4) 当該補助対象事業に係る同一の経費について、この告示に基づく補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 営利又は宗教活動を主たる目的とするもの

(2) 上野原市暴力団排除条例（平成24年上野原市条例第7号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者が運営に関与しているもの

(3) 法令又は公序良俗に反する活動を行うもの

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に定める要件をすべて満たすものとする。

(1) 要支援者又は実施要綱第4条第2号に規定する事業対象者（以下次号において「要支援者等」という。）の居宅において、その者に係る法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより作成される計画に位置付けられた訪問型サービスDを提供するものであること。

(2) 要支援者等の通院や買い物その他の日常生活に必要な外出に係る送迎及びその前後の付添支援並びに実施要綱第3条第1項第1号イに定める通所型サービス及び同条第2項に定める一般介護予防事業において、居宅と当該通所又は集合の場所との間の送迎を別主体として実施するものであること。

(3) 事業として、原則週1回以上定期的に実施するもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 人件費 サービスの調整を行う者に係る謝金又は賃金
- (2) 報償費 外部講師に対する謝礼、ボランティアに対する奨励金（謝礼金）等
- (3) 研修費 研修に係る受講料、テキスト代、旅費等
- (4) 需用費 消耗品費、印刷費、光熱水費等
- (5) 役務費 保険料、通信費、手数料、車両整備費等
- (6) 使用料及び賃借料 会場費、機材借上料等
- (7) 備品費 机、椅子等の購入費
- (8) その他 事業の実施に直接必要な経費として市長が認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象事業を実施した日数に4,000円を乗じて得た額とし、当該補助対象事業に係る補助対象経費の額を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第9条 前条の交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請した補助対象事業の内容を変更、休止又は廃止しようとするときは、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サー

ビスD事業変更（休止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請書は、補助対象事業の内容を変更、休止又は廃止しようとする1月前までに市長に提出しなければならない。

（変更承認）

第10条 市長は、前条第1項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該変更の承認の可否を決定し、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金事業変更（休止・廃止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（概算払）

第11条 市長は、交付決定者が補助対象事業を実施するため特に必要があると認めるときは、補助金交付決定額の8割の額を限度として概算払することができる。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の概算払を受けようとする交付決定者は、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が終了したとき、又は休止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了した日又は休止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内に上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の精算請求)

第14条 前条の額の確定通知を受けた交付決定者は、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金精算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする

。

3 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該団体に対して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿の整備)

第16条 交付決定者は、次の各号に掲げる帳簿を備え、証拠書類として補助対象事業が完了又は休止若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(1) 補助対象事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿

(2) 運行記録簿等の活動報告書、収支報告書等の補助事業実施に係る記録

(3) 補助対象事業により取得した備品に係る備品台帳

(4) その他市長が必要と認める書類

(衛生管理等)

第17条 交付決定者は、従事者の清潔の保持又は健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(秘密保持)

第18条 交付決定者及び従事者は正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 交付決定者は、その従事者であった者が正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 交付決定者は、ボランティアや利用者を対象とした保険に加入するとともに、事故や体調の急変に備え、緊急対応マニュアルを作成し、従事者に周知徹底を図らなければならない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

電話番号

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD
事業補助金交付申請書

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金の交付を受けたいので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 実施計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 業務に直接従事する従業者名簿
- (4) その他

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD
事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 備考

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

住 所

団 体 名

代 表 者

電話番号

㊟

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD
事業変更（休止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上野原市介護
予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金について、次のとおり
変更（休止・廃止）したいので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問
型サービスD事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

- 1 交付決定日 年 月 日
- 2 補助事業の変更・休止・廃止の内容（休止の場合はその期間、廃止の場合はその日を併せて記載）
- 3 補助事業の変更・休止・廃止の理由
- 4 休止・廃止の場合はすでにサービスを受けている者に対する措置

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD及び
事業補助金事業変更（休止・廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った上野原市介護
予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金について、次のとおり
決定したので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業
補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 変更・休止・廃止の可否 変更・休止・廃止の承認
変更・休止・廃止の不承認
- 2 不承認の理由
- 3 補助金交付変更（決定）額 円
- 4 その他

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

住 所
団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

印

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD
事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上野原市介護
予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金について、概算払を受
けたいので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補
助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付申請額 円
(請求金額の内訳)
交付決定額 円
概算払を受けたい額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組 ()	本店・支店 本所・支所 ()
預金種目	普通(総合) ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は、申請者と同一としてください。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

⑩

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD
事業補助金実績報告書

事業が完了したので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 運行記録簿
- (3) 収支決算書
- (4) 支出を証する書類
- (5) その他

様式第7号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD
事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金について、次のとおり補助金額を確定したので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

補助金交付確定額

円

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

⑨

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD
事業補助金精算払請求書

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金の精算払を受けたいので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により次のとおり請求します。

- 1 補助金交付申請額 円
(請求金額の内訳)
交付決定額 円
前回までの受領額 円
今回請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組 ()	本店・支店 本所・支所 ()
預金種目	普通(総合) ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD
事業補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った上野原市介護
予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事業補助金について、交付決定を
取り消したので、上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスD事
業補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付確定額 | 円 |
| 2 | 交付決定取消額 | 円 |
| 3 | 取消理由 | |